

平成 30 年度 環境にやさしい企業行動調査
(平成 29 年度における取組に関する調査)

調査結果

【概要版】

平成 31 年 3 月

環境省

平成 30 年度「環境にやさしい企業行動調査」結果のまとめ

○ 調査期間

平成 31 年1月 28 日(月)～3月 15 日(金)

○ 調査対象並びに有効回答数及び回収率

	調査対象事業者数	有効回答数	回収率(%)
合計	4,316	1,187	27.5
上場企業	820	303	37.0
非上場企業	3,496	884	25.3

○ 調査結果概要

1. 環境マネジメントシステムの構築・運用について <【概要版】5ページ>

ISO14001、エコアクション 21 等の第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用している企業は全体で 51.2%である。上場企業では 75.9%が構築・運用しており、非上場企業では 42.8%であった。

2. 取引先との関係について <【概要版】8ページ>

グリーン購入を実施している企業は全体で 59.3%である。上場企業では 82.8%が実施しており、非上場企業では 51.2%であった。

3. 環境に関する情報開示等について <【概要版】15 ページ>

環境報告書を作成・公表している企業は全体で 34.0%である。上場企業では 71.6%が作成・公表しているが、非上場企業では 21.2%にとどまる。

4. 環境ビジネスについて <【概要版】19 ページ>

環境ビジネスを行っている企業は全体で 33.2%である。上場企業では 60.1%が行っているが、非上場企業では 24.0%にとどまる。

5. 地球温暖化防止対策について <【概要版】22 ページ>

地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画を作成している企業は全体で 50.1%である。上場企業では 72.3%が作成しており、非上場企業では 42.5%であった。

また、作成の上、公表までしている企業は全体で 30.9%である。上場企業では 59.1%が公表まで行っているが、非上場企業では 21.3%にとどまる。

6. 環境会計について <【概要版】23 ページ>

環境会計を導入している企業は全体で 20.3%である。上場企業では 50.8%が導入しているが、非上場企業では 9.8%にとどまる。

平成 30 年度「環境にやさしい企業行動調査」結果概要

I. 調査概要

1. 調査目的

現在の社会経済システムを環境への負荷が少ない持続可能なものにするためには、経済活動の重要な主体である企業等による環境保全の取組が重要であり、その取組を更に促進していくことが必要不可欠である。

そのためには、企業等の環境保全に関する取組を促進するための課題と施策を検討するため、その実態を把握することが必要である。また、その結果を広く国民や企業等に提供することは、各界における環境保全の取組をより一層促すための啓発手段として有用である。

このため、企業等を対象に、環境配慮行動等について統計調査を実施した。

2. 調査内容

(1) 調査期間

平成 31 年 1 月 28 日(月)～3 月 15 日(金)

(2) 調査対象

経済センサス事業所母集団データベースより、業種(13 区分)及び従業員数(4 区分)による層化抽出を行った。

○ 対象事業者数	4,316 社
[上場区分内訳]	
東京証券取引所 1 部及び 2 部上場企業	820 社
非上場企業	3,496 社

【母集団データの概要】

入手元 : 平成 29 年次フレーム(総務省統計局公表)

対象地区: 全国

対象業種: 全業種

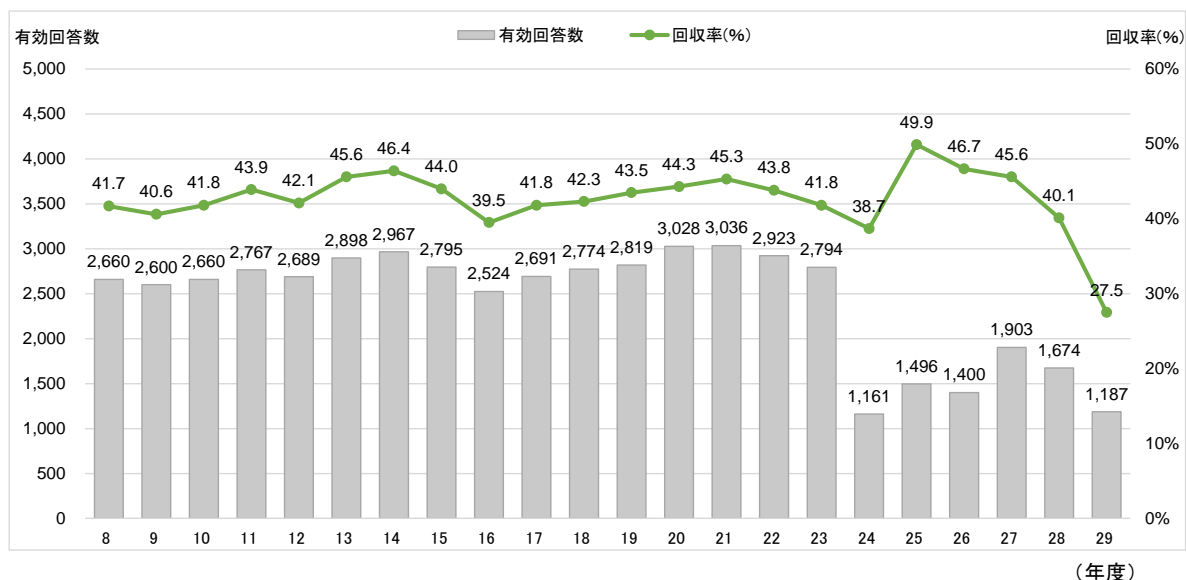
従業員数: 500 名以上

法人格 : 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、相互会社、信用金庫、信用組合、労働金庫、協同組合、協同組合連合会、共済組合、医療法人、医療法人社団、医療法人財団、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、監査法人、社会福祉法人

(3) 有効回答数及び回収率

合計	1,187 社{有効回収率 27.5%(平成 28 年度 40.1%)}
上場企業	303 社{有効回収率 37.0%(平成 28 年度 48.4%)}
非上場企業	884 社{有効回収率 25.3%(平成 28 年度 37.5%)}

図1 有効回答数及び回収率の推移



【重要】調査方法の変更について

平成 23 年度までは対象事業者の全数調査であったが、平成 24 年度より標本調査に変更している。

(4) 調査内容

- ① 環境配慮経営の推進状況等について
- ② 環境マネジメントシステムの構築・運用について
- ③ 取引先との関係について
- ④ 環境負荷データの把握状況と目標の設定について
- ⑤ 環境に関する情報開示等について
- ⑥ 環境ビジネスについて
- ⑦ 地球温暖化防止対策について
- ⑧ 環境会計について
- ⑨ 環境保全コスト

平成 30 年度環境にやさしい企業行動調査の詳細データは詳細版としてまとめています。タイトルの後に表記している括弧書きは詳細版の該当設問番号及びページ番号に対応しています。平成 30 年度の詳細版は、<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyو/index.html> からご覧いただけます。

II. 環境に配慮した取組に関する調査結果概要

1. 環境配慮経営の推進状況等について

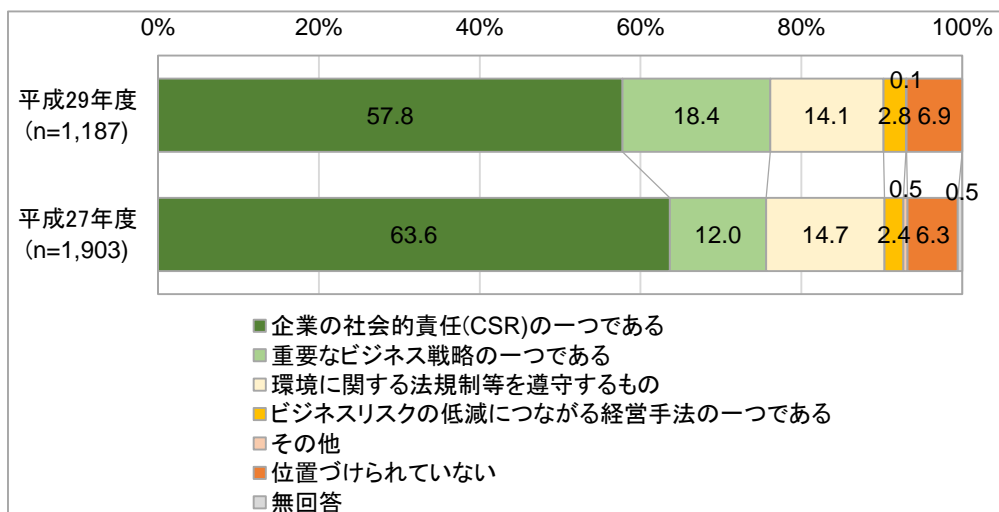
i. 環境配慮経営の位置付け <【詳細版】2-1(5ページ)>

環境配慮経営について、「企業の社会的責任(CSR)の一つである」と位置付けている企業が 57.8%で最も多く、次いで、「重要なビジネス戦略の一つである」が 18.4%となっている。

前々回調査と比較すると、「重要なビジネス戦略の一つである」と位置付ける企業が増加している。

* 前回調査は選択肢内容が異なるため比較していない。

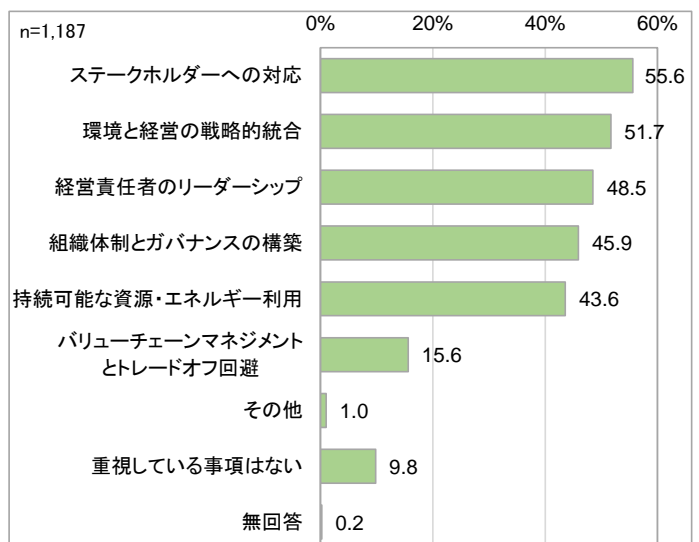
図2 環境配慮経営の位置付け



ii. 環境配慮経営を実施する上で重視する事項 <【詳細版】2-2(9ページ)>

環境配慮経営を実施する上で重視する事項としては、「ステークホルダーへの対応」を挙げる企業が 55.6%で最も多く、次いで、「環境と経営の戦略的統合」(51.7%)となっている。

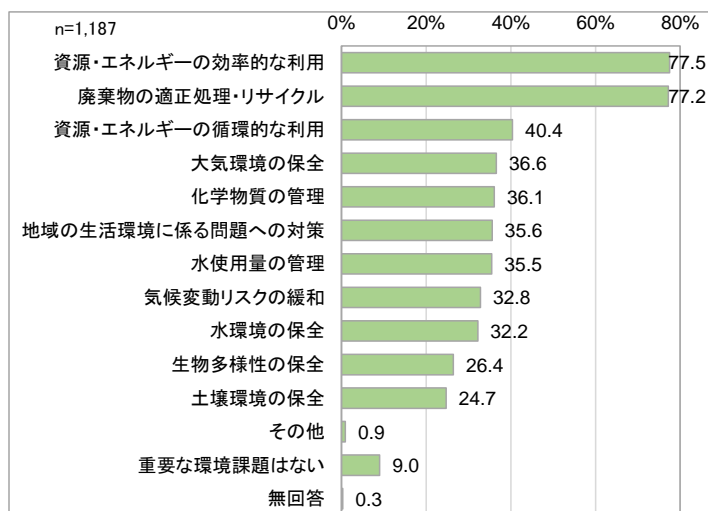
図3 環境配慮経営を実施する上で重視する事項



iii. 事業エリア内の重要な環境課題 <【詳細版】2-3(13 ページ)>

環境配慮経営を推進するに当たって重要と位置付ける事業エリア内の環境課題としては、「資源・エネルギーの効率的な利用」(77.5%)と「廃棄物の適正処理・リサイクル」(77.2%)の二つを挙げる企業が多い。

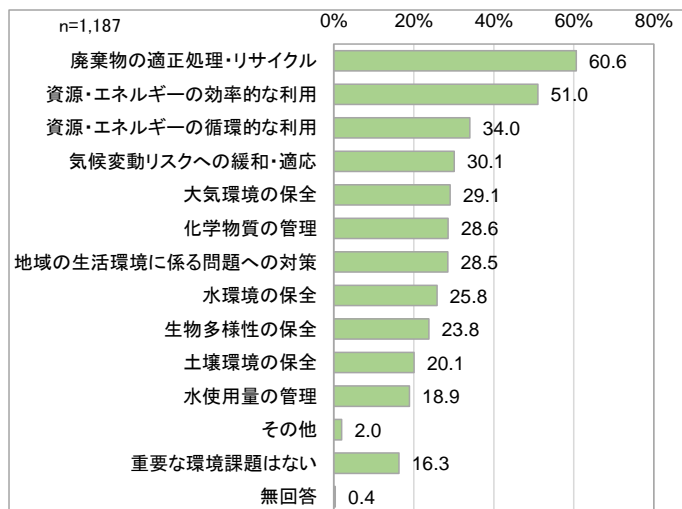
図4 事業エリア内の環境課題



iv. 事業エリア外の重要な環境課題 <【詳細版】2-4(18 ページ)>

環境配慮経営を推進するに当たって重要と位置付ける事業エリア外(川上・川下)の環境課題としては、「廃棄物の適正処理・リサイクル」を挙げる企業が60.6%で最も多く、次いで「資源・エネルギーの効率的な利用」(51.0%)となっている。

図5 事業エリア外(川上・川下)の環境課題



2. 環境マネジメントシステムの構築・運用について

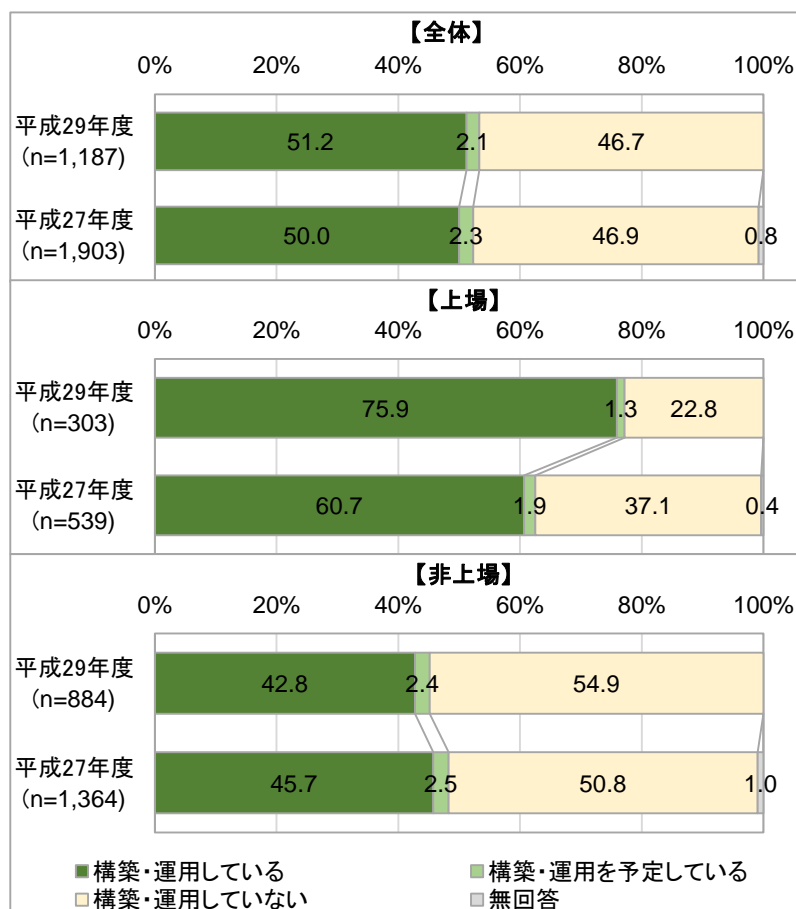
i. 環境マネジメントシステムの構築・運用状況 <【詳細版】3-1(23 ページ)>

ISO14001、エコアクション 21 等の第三者が認証する環境マネジメントシステムについては、ほぼ半数の51.2%の企業が構築・運用している。

上場企業では、構築・運用する企業が75.9%を占め、前々回調査(60.7%)から15.2ポイントと大幅に増加しているが、一方、非上場企業では、構築・運用する企業は半数に満たない42.8%であり、前々回(45.7%)からやや減っている。

* 前回調査は選択肢の内容が異なるため比較していない。

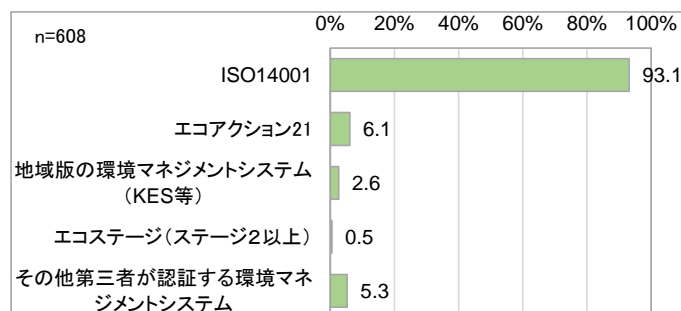
図6 環境マネジメントシステムの構築・運用状況



ii. 構築・運用している環境マネジメントシステム詳細版2-1<P.7>】 <【詳細版】3-2(27 ページ)>

環境マネジメントシステムを構築・運用している企業では、93.1%とほとんどの企業がISO14001を採用している。

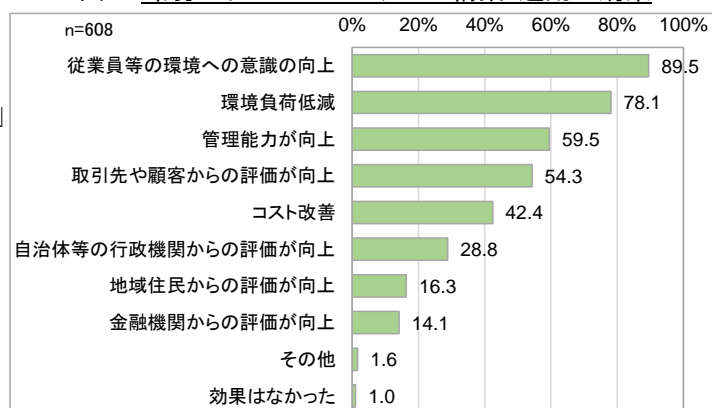
図7 構築・運用している環境マネジメントシステム



iii. 環境マネジメントシステムの構築・運用の効果 <【詳細版】3-3(31 ページ)>

環境マネジメントシステムを構築・運用している企業では、その効果として、「従業員等の環境への意識の向上」を挙げる企業が89.5%で最も多く、次いで、「環境負荷低減」(78.1%)となっている。その他、過半数の企業が、「管理能力が向上」(59.5%)、「取引先や顧客からの評価が向上」(54.3%)を挙げている。

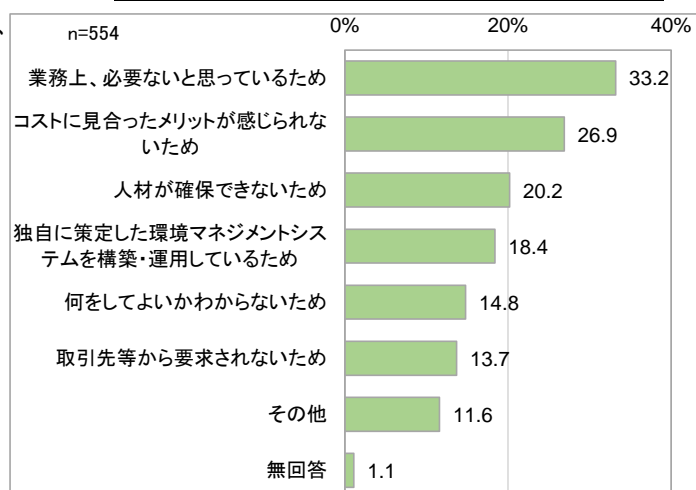
図8 環境マネジメントシステムの構築・運用の効果



iv. 環境マネジメントシステムを構築・運用しない理由 <【詳細版】3-3(34 ページ)>

環境マネジメントシステムを構築・運用していない企業は、その理由として、「業務上、必要ないと思っているため」を挙げる企業が33.2%で最も多い。次いで、「コストに見合ったメリットが感じられないため」(26.9%)、「人材が確保できないため」(20.2%)となっている。

図9 環境マネジメントシステムを構築・運用しない理由



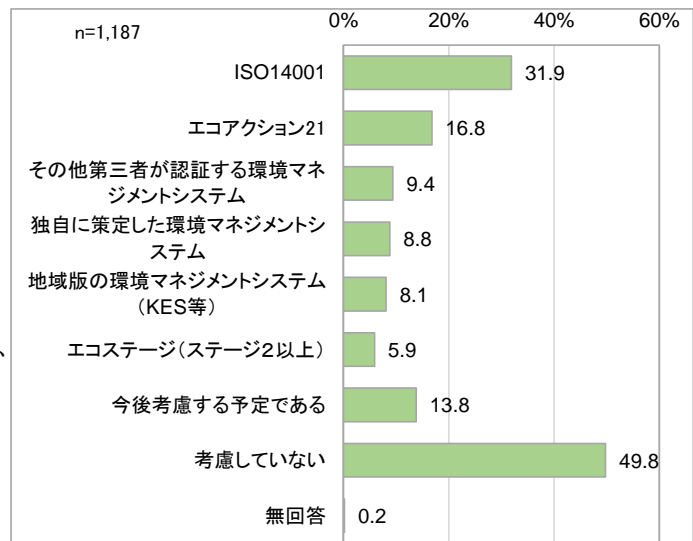
3. 取引先との関係について

i. 取引先の選定の際に考慮する環境マネジメントシステム <【詳細版】4-1(38 ページ)>

取引先(請負業者、納入業者等)の選定に当たり、取引先での構築・運用状況を考慮している環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 が 31.9%で最も多く、次いで、エコアクション21(16.8%)となっている。

一方、取引先の環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮していない企業は半数の 49.8%を占めている。また、今後考慮予定の企業は 13.8%となっている。

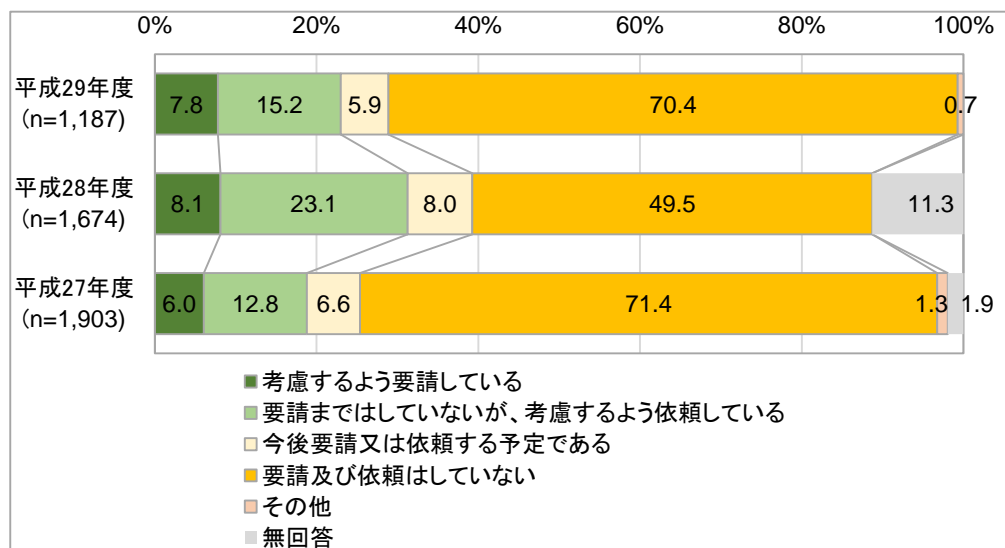
図 10 取引先の選定の際に考慮する環境マネジメントシステム



ii. 取引先に対する取引業者選定時の環境マネジメントシステム構築・運用状況の考慮の要請 <【詳細版】4-2(42 ページ)>

取引先に対して、その取引先(二次納入先以降)の選定に当たり環境マネジメントシステムの構築・運用状況を「考慮するよう要請している」企業は 7.8%、「要請まではしていないが、考慮するよう依頼している」企業は 15.2%となっており、「要請」又は「依頼」している企業は合わせて 23.0%である。

図 11 取引先に対する取引業者選定時の環境マネジメントシステム構築・運用状況の考慮の要請



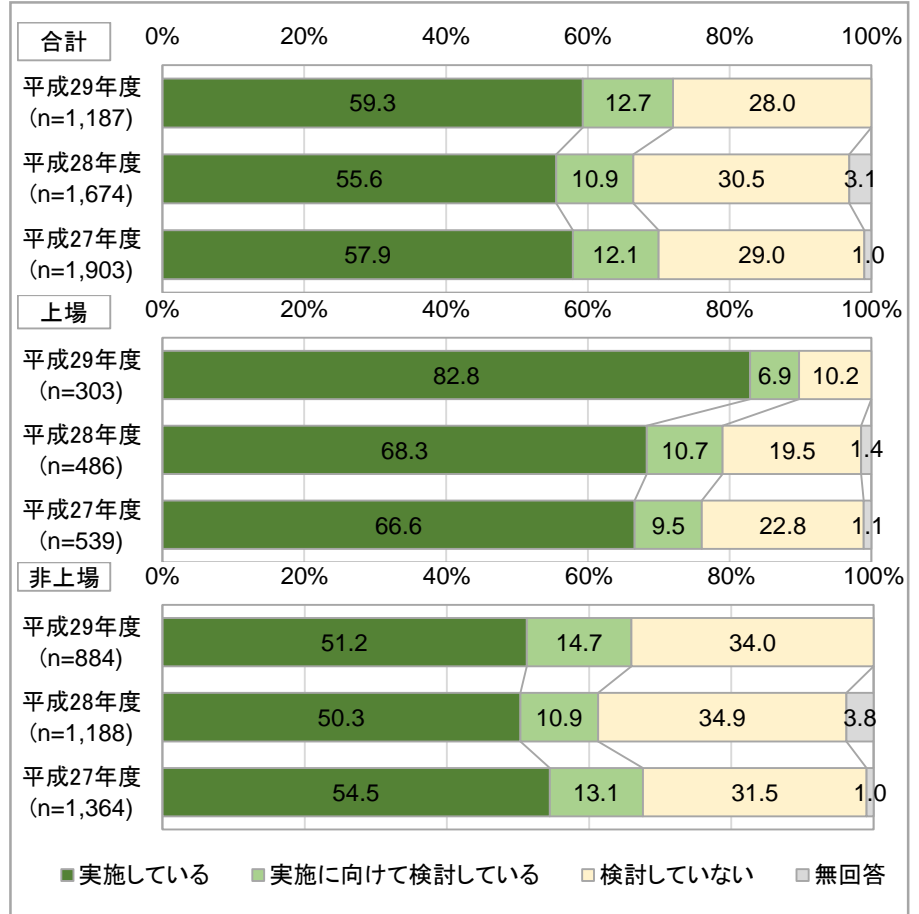
iii. グリーン購入の実施状況 <【詳細版】4-3(46 ページ)>

グリーン購入(環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定)を実施している企業は59.3%となっている。

上場企業では、実施している企業が82.8%を占める。また、前々回調査、前回調査と増加傾向にあり、前回調査(68.3%)からは14.5ポイントと大幅に増加している。

一方、非上場企業で実施している企業は半数程度の51.2%である。

図12 グリーン購入の実施状況

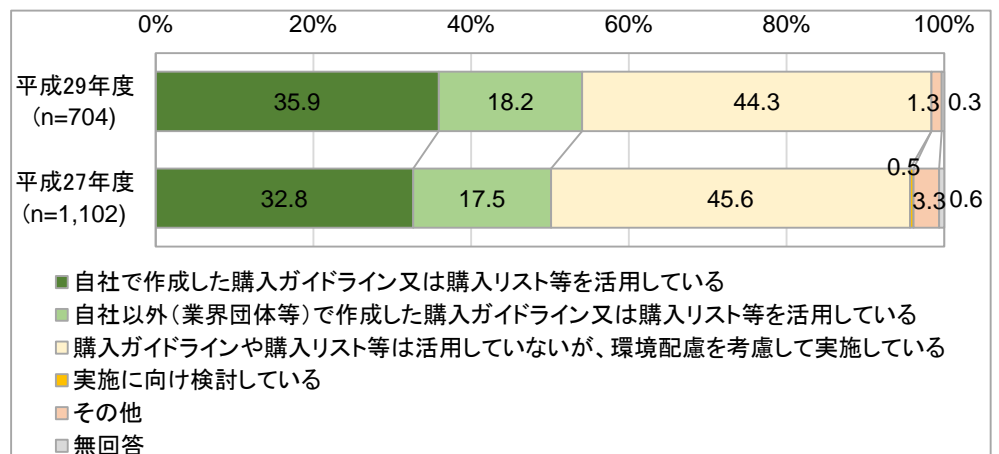


iv. グリーン購入の実施手法 <【詳細版】4-4(50 ページ)>

グリーン購入を実施している企業では、その手法として、「自社で作成した購入ガイドライン又は購入リスト等を活用している」が35.9%、「自社以外(業界団体等)で作成した購入ガイドライン又は購入リスト等を活用している」が18.2%であり、何らかの「購入ガイドライン又は購入リスト等を活用している」企業は、過半数の54.1%となっており、前々回調査(50.3%)らやや増えている。

図13 グリーン購入の実施状況

* 前回調査では、該当する設問なし。

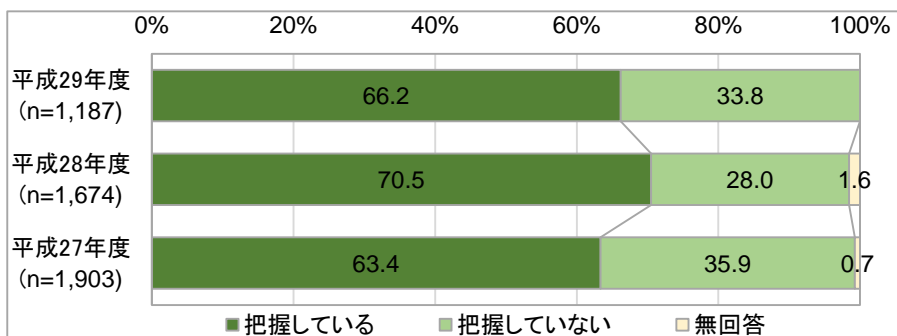


4. 環境負荷データの把握状況と目標の設定について

i. 事業エリア内における環境負荷データの把握状況 <【詳細版】5-1 (54 ページ)>

事業エリア内の環境負荷データを把握している企業は 66.2%と3分の2を占める。

図 14 事業エリア内における環境負荷データの把握状況

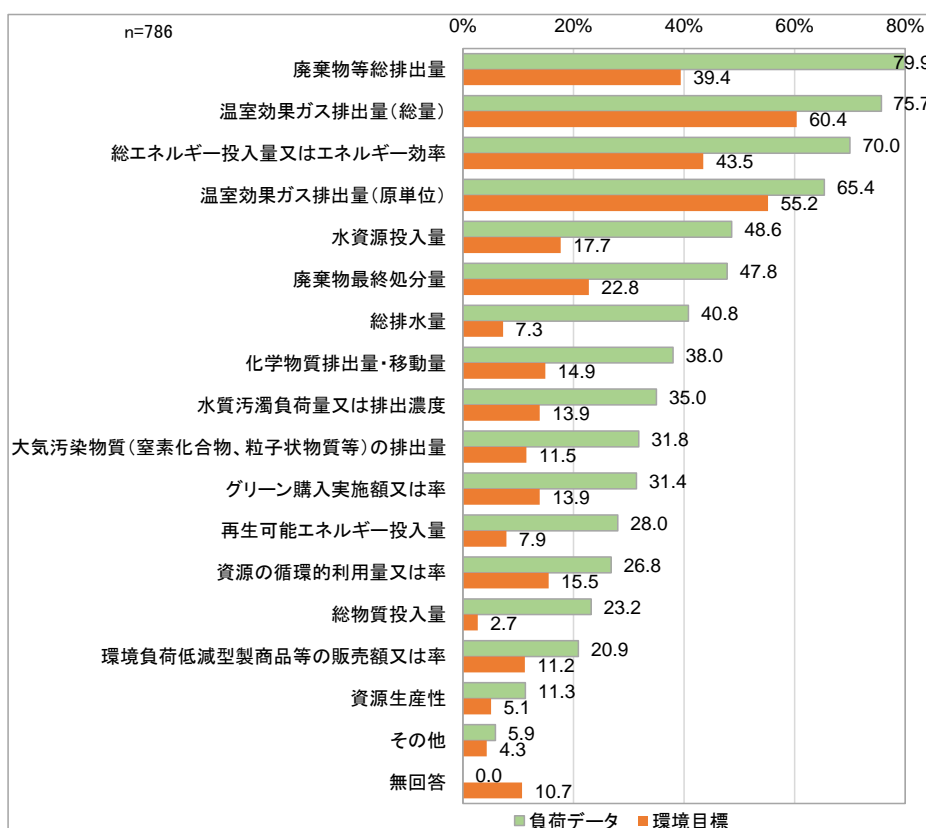


ii. 事業エリア内で把握している環境負荷データ及び目標設定項目 <【詳細版】5-2 (57 ページ)>

事業エリア内で把握している環境負荷データとしては、「廃棄物等総排出量」を挙げた企業が 79.9%で最も多く、次いで、「温室効果ガス排出量(総量)」(75.7%)、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」(70.0%)、「温室効果ガス排出量(原単位)」(65.4%)となっている。その他、半数近い企業が「水資源投入量」(48.6%)、「廃棄物最終処分量」(47.8%)を把握している。

把握している負荷データの内、目標を設定しているものとしては、「温室効果ガス排出量」が最も多く、総量で 60.4%、原単位で 55.2%と過半数の企業が把握している。次いで、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」が 43.5%となっている。また、「廃棄物等総排出量」は、負荷データとして把握している企業が最も多いが、目標を設定しているのは半数の 39.4%となっている。

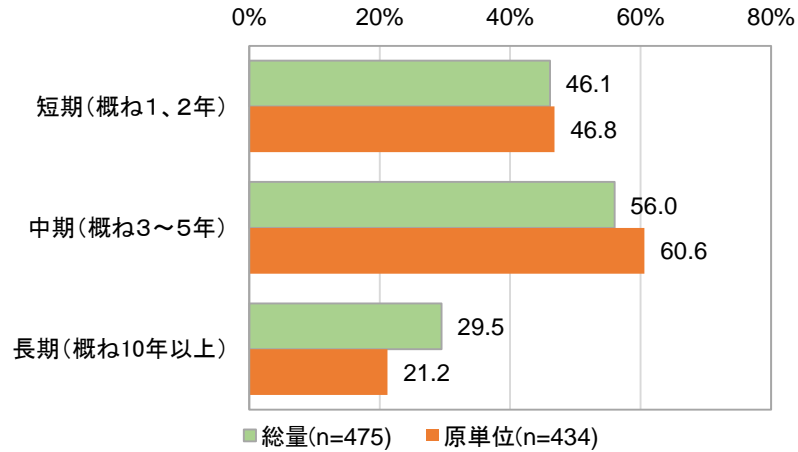
図 15 事業エリア内で把握している環境負荷データ及び目標設定項目



iii. 温室効果ガス排出量の目標設定期間 <【詳細版】5-3(67 ページ)>

温室効果ガス排出量について目標を設定している企業では、過半数(総量 56.0%、原単位 60.6%)が中期(概ね3~5年)の目標を設定している。長期(概ね 10 年以上)の目標を設定している企業は総量で 29.5%、原単位で 21.2%にとどまる。

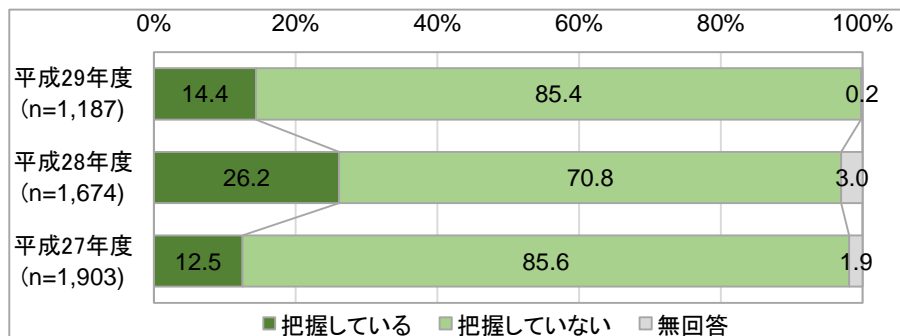
図 16 温室効果ガス排出量の目標設定期間



iv. 事業エリア外における環境負荷データの把握状況 <【詳細版】5-4(71 ページ)>

事業エリア外(川上・川下)の環境負荷データを把握している企業は 14.4%にとどまる。

図 17 事業エリア外(川上・川下)における環境負荷データの把握状況

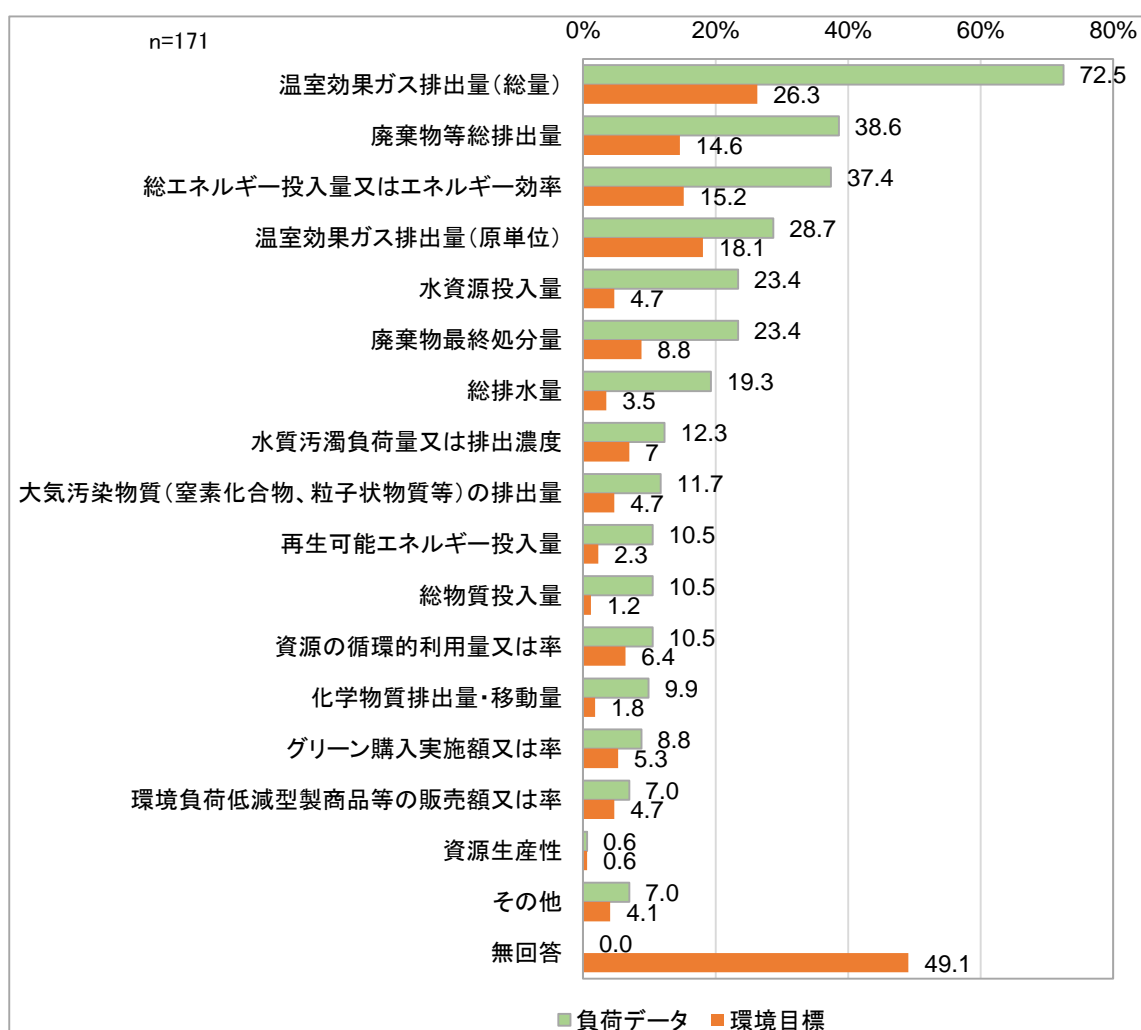


v. 事業エリア外で把握している環境負荷データ及び目標設定項目 <【詳細版】5-5(74 ページ)>

事業エリア外で把握している環境負荷データとしては、「温室効果ガス排出量(総量)」を挙げた企業が 72.5%で最も多い。「温室効果ガス排出量(総量)」は、目標を設定している企業も最も多いが、割合としては 26.3%にとどまっている。

その他、把握している負荷データとしては、「廃棄物等総排出量」(38.6%)、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」(37.4%)、「温室効果ガス排出量(原単位)」(28.7%)を挙げる企業が多い。また、これらについて目標を設定している企業は、「温室効果ガス排出量(原単位)」で 18.1%、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」で 15.2%、「廃棄物等総排出量」で 14.6%となっている。

図 18 事業エリア外で把握している環境負荷データ及び目標設定項目



5. 環境に関する情報開示等について

i. 環境に関するデータ、取組等の情報の開示状況 <【詳細版】6-1(84 ページ)>

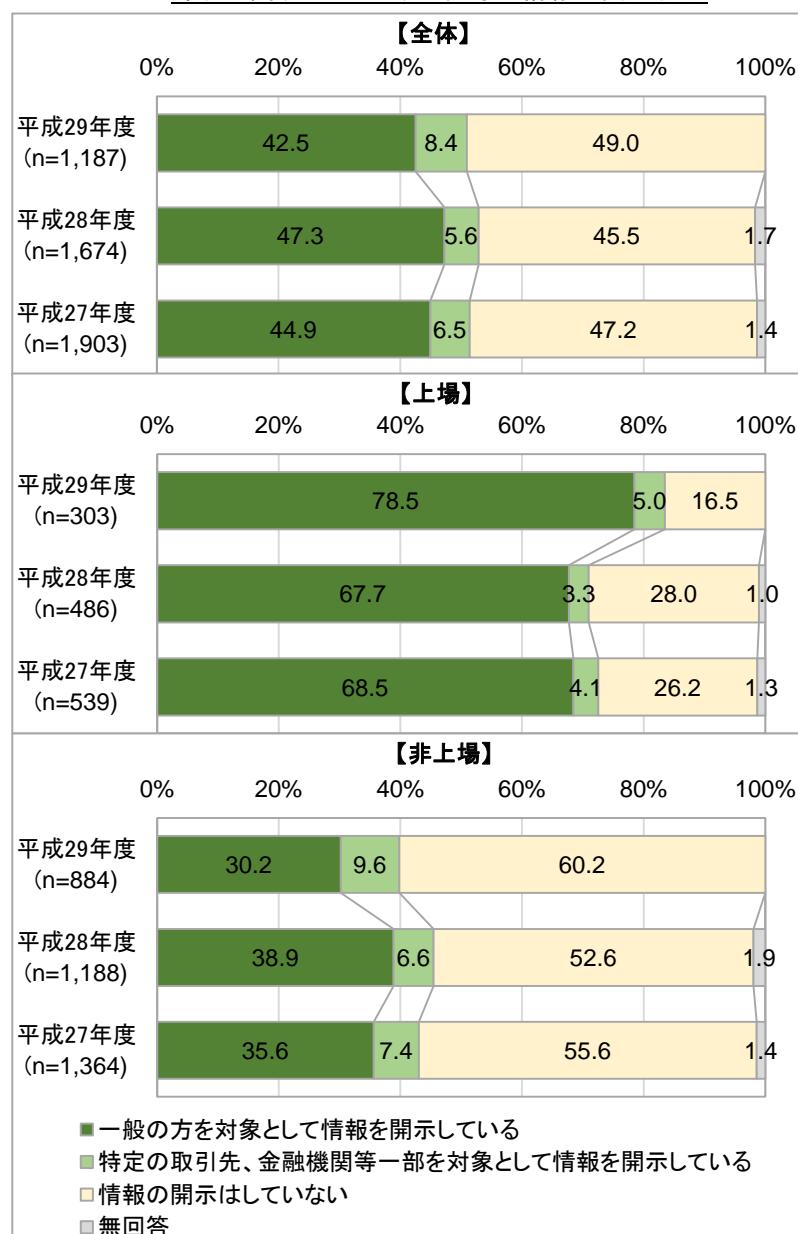
環境に関するデータ、取組等に関し、「一般の方を対象として情報を開示している」企業は 42.5%、「特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を開示している」企業は 8.4%であり、合わせて 51.0%と半数の企業が情報を開示している。

上場企業では、開示企業が8割を超える 83.5%を占め、前々回調査(72.6%)、前回調査(71.0%)と比較して 10 ポイント以上増加している。

一方、非上場企業では、開示企業は 39.8%と上場企業の半分以下の割合にとどまっている。前々回調査(43.0%)、前回調査(45.5%)と比較してもやや減っており、上場企業と非上場企業とで差が広がってきている。

また、非上場企業においては、「特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を開示している」企業が1割(9.6%)となっており、前々回調査(7.4%)、前回調査(6.6%)と比べてやや増えている。

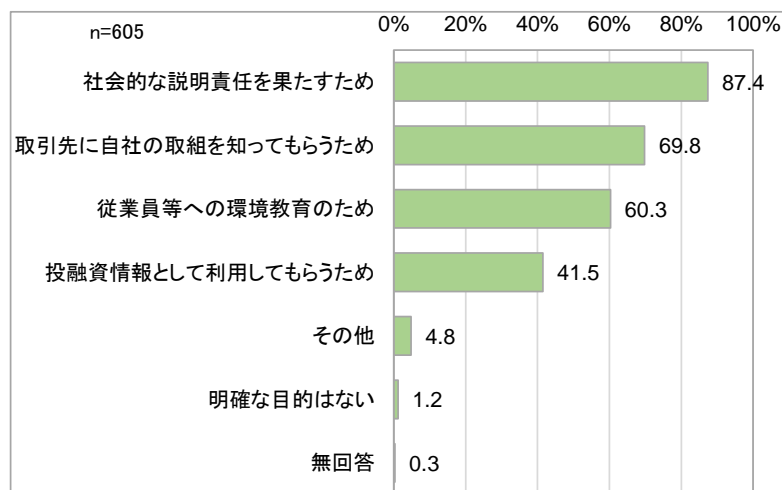
図 19 環境に関するデータ、取組等の情報の開示状況



ii. 環境に係る情報開示の目的 <【詳細版】6-2(88 ページ)>

環境に関するデータ、取組等の情報を開示している企業では、その目的として、「社会的な説明責任を果たすため」を挙げるところが 87.4%で最も多く、次いで、「取引先に自社の取組を知ってもらうため」(69.8%)、「従業員等への環境教育のため」(60.3%)となっている。

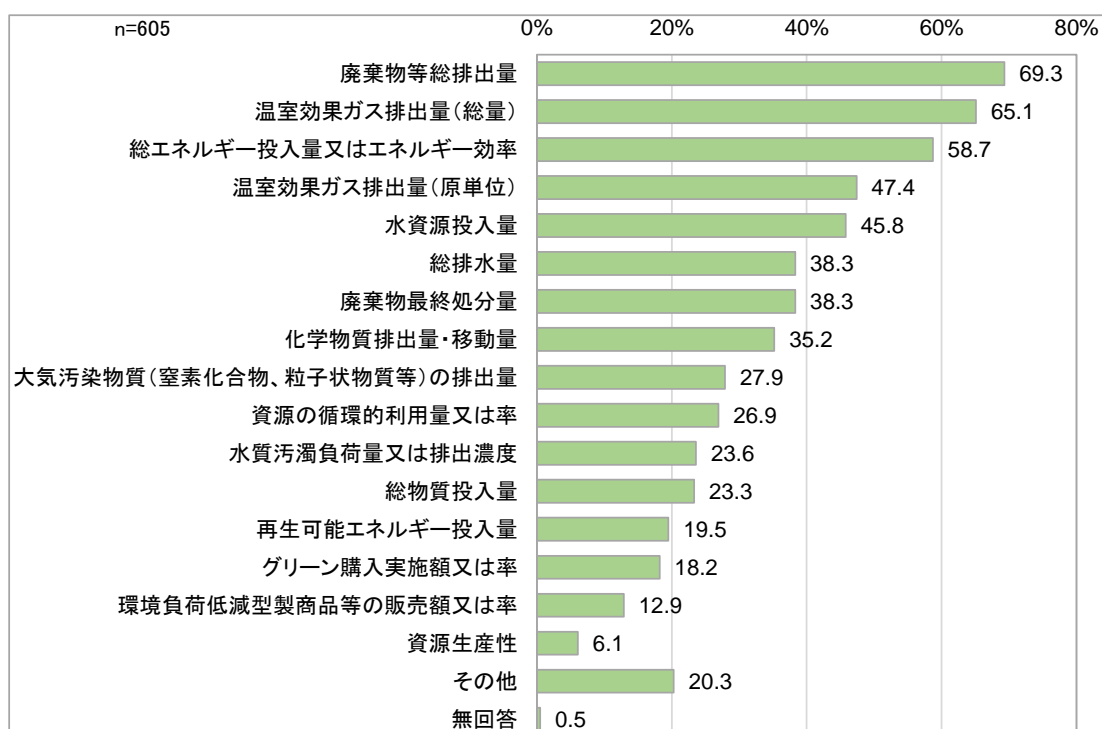
図 20 環境に係る情報開示の目的



iii. 公表している環境負荷データ <【詳細版】6-3(92 ページ)>

環境に関するデータ、取組等の情報を開示している企業が公表している環境負荷データとしては、事業エリア内で把握している環境負荷データ同様に、「廃棄物等総排出量」が 69.3%で最も多く、次いで、「温室効果ガス排出量(総量)」(65.1%)、「総エネルギー投入量又はエネルギー効率」(58.7%)となっている。その他、半数弱の企業が「温室効果ガス排出量(原単位)」(47.4%)、「水資源投入量」(45.8%)を公表している。

図 21 公表している環境負荷データ



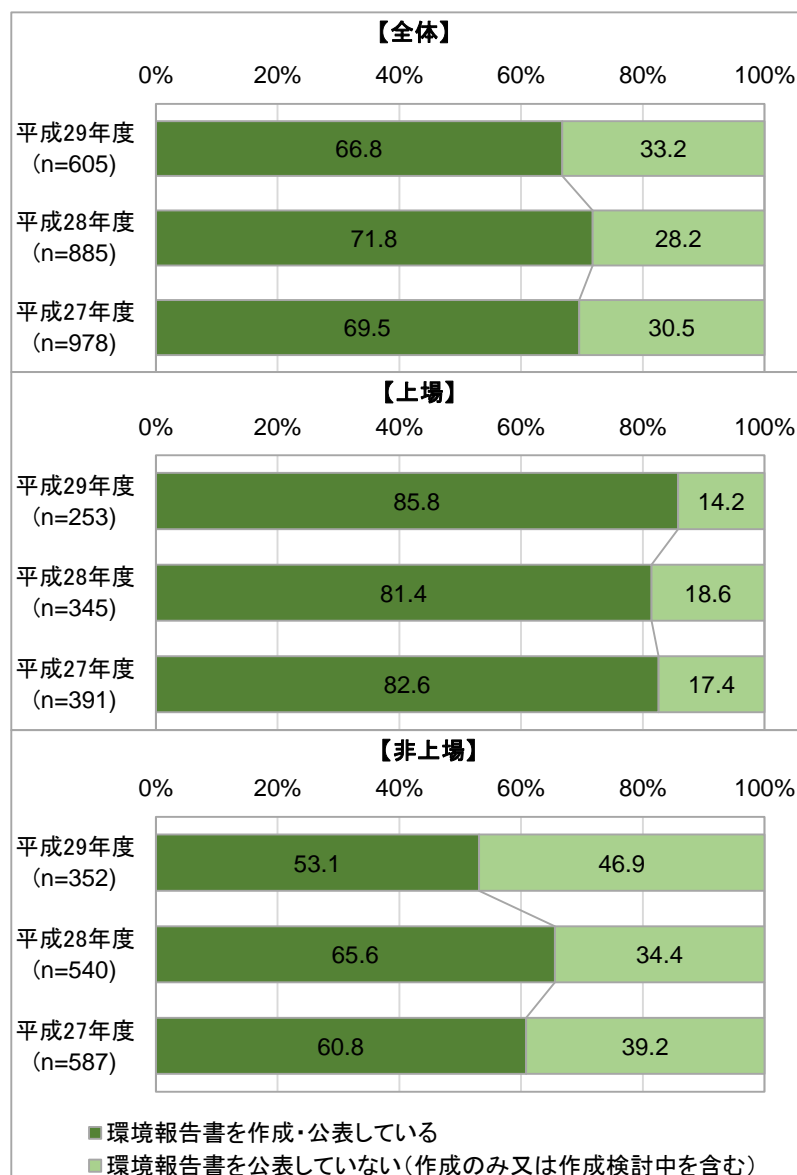
iv. 環境報告書の作成・公表の状況 <【詳細版】6-4(97 ページ)>

環境に係る情報を開示している企業の内、環境報告書を作成・公表しているところは 66.8%である(作成しているものの公表していない企業は 5.5%)。

上場企業では、8割を超える 85.8%の企業が環境報告書を作成・公表しており、前々回調査(82.6%)、前回調査(81.4%)からも増えている。

一方、非上場企業では、作成・公表している企業は半数強の 53.1%であり、6割を超えていた前々回調査(60.8%)、前回調査(65.6%)より減っている。

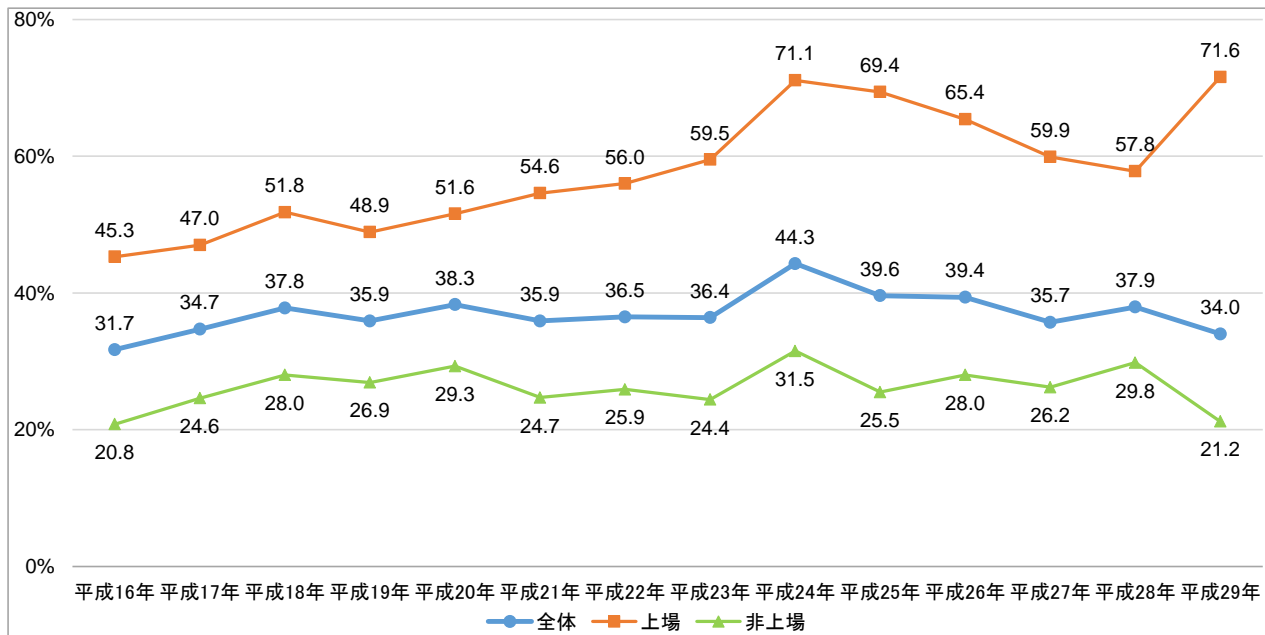
図 22 環境報告書の作成・公表の状況



環境報告書を作成・公表している企業の全体に対する割合を経年で見ると、上場企業では、平成16年には半数に満たなかったが、現在は、6、7割程度を推移しており、増加傾向にある。

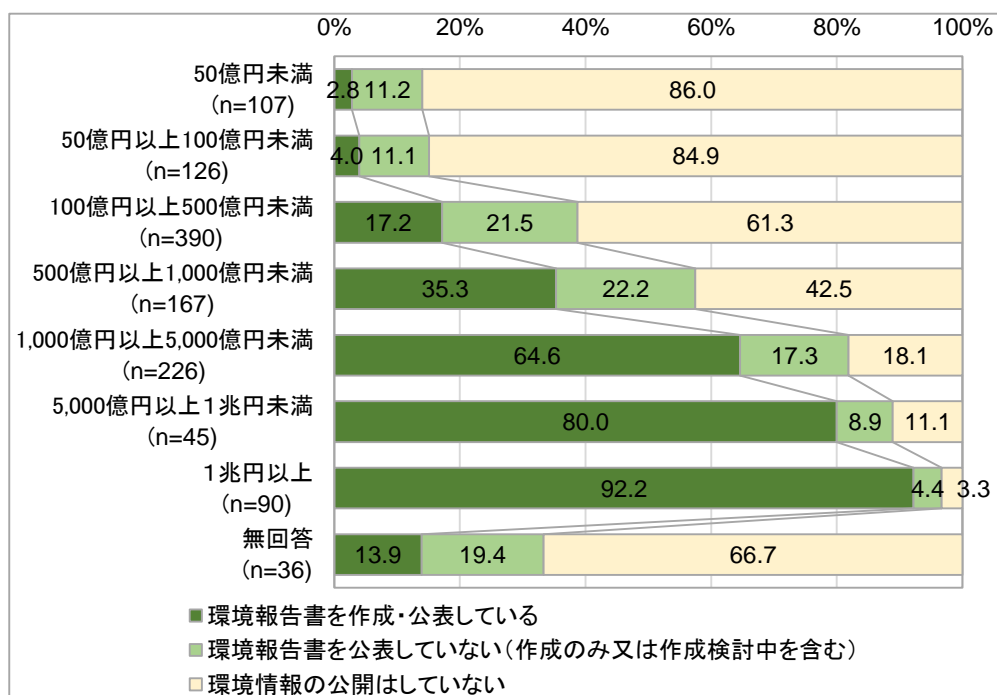
一方、非上場企業では、作成・公表している企業は2、3割程度で推移しており、上場企業との差が開く傾向にある。

図 23 環境報告書の作成・公表の状況(経年推移)



次に、売上高別に見ると、環境報告書を作成・公表している企業は、売上高が大きくなるにつれ割合が高くなる傾向にあり、100億円未満では1割に満たないが、1000億円以上では6割以上となり、1兆円以上では、9割以上とほとんどの企業が作成・公表している。

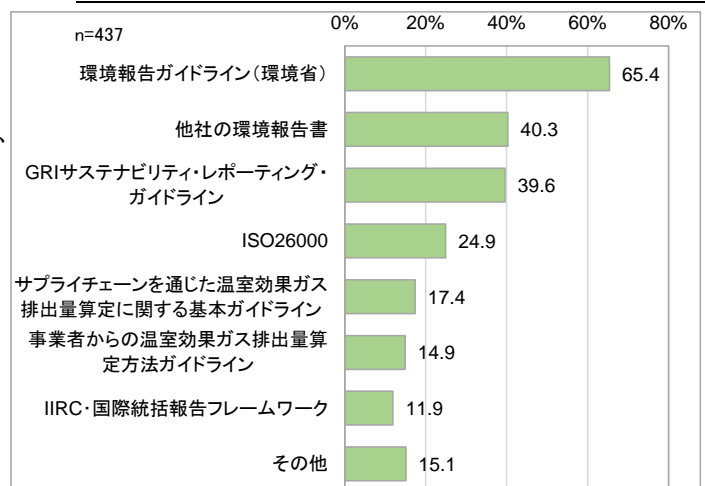
図 24 環境報告書の作成・公表の状況(売上高別)



v. 環境報告書作成に当たって参考としているガイドライン等 <【詳細版】6-5(105 ページ)>

環境報告書を作成している企業では、その作成の際に、「環境報告ガイドライン(環境省)」を参考にしてしているところが 65.4%で最も多い。次いで、「他社の環境報告書」(40.3%)、「GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン」(39.6%)を参考としている企業が4割となっている。

図 25 環境報告書作成に当たって参考としているガイドライン等

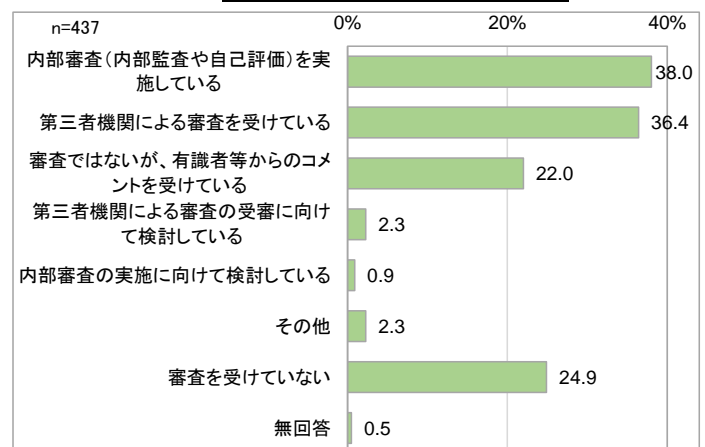


vi. 環境報告書の信頼性向上手法 <【詳細版】6-6(109 ページ)>

環境報告書を作成している企業では、その信頼性の向上のために、「内部審査(内部監査や自己評価)」(38.0%)や「第三者機関による審査」(36.4%)を行っている企業が多い。また、「審査ではないが、有識者等からのコメントを受けている」企業は 22.0%である。

一方で、「審査を受けていない」企業も 24.9%となっている。

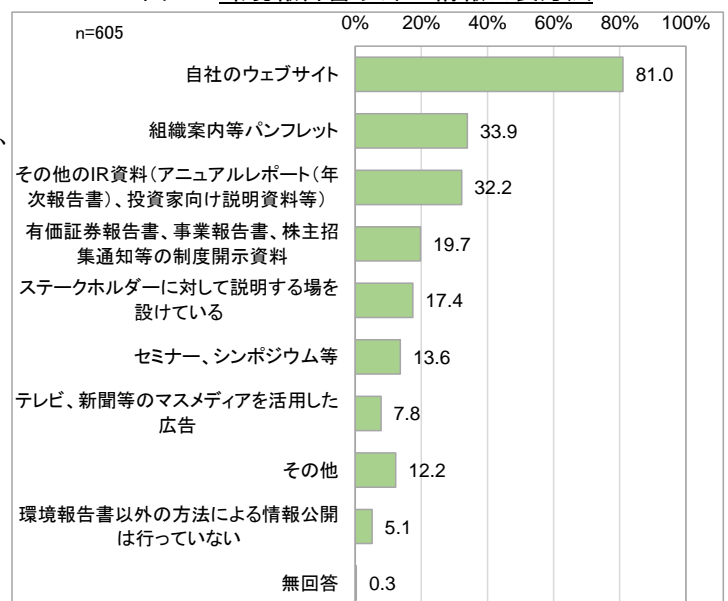
図 26 環境報告書の信頼性向上手法



vii. 環境報告書以外の情報公表方法 <【詳細版】6-7(113 ページ)>

環境に係る情報を開示している企業における環境報告書以外の公表方法としては、「自社のウェブサイト」が 81.0%で最も多い。その他、「組織案内等パンフレット」(33.9%)、「その他のIR資料(アニュアルレポート(年次報告書)、投資家向け説明資料等)」(32.2%)を活用している企業が3割強となっている。

図 27 環境報告書以外の情報公表方法

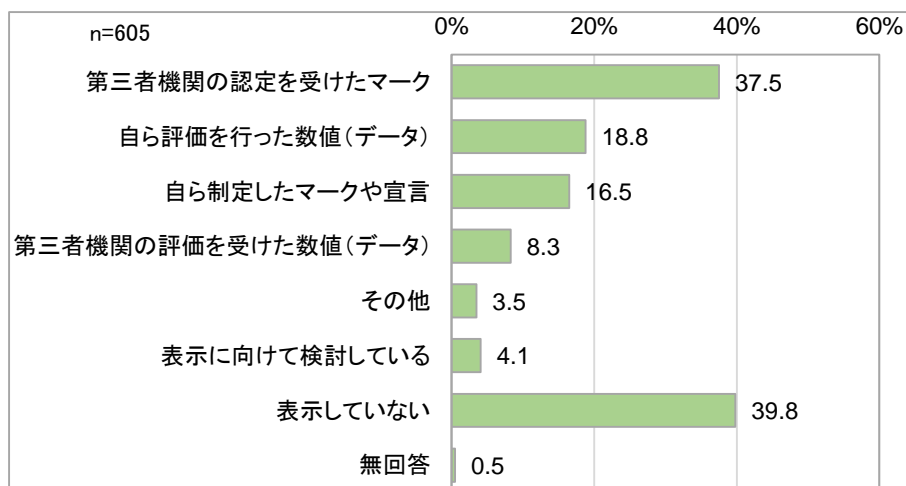


viii. 各製品、サービスでの環境配慮表示の状況 <【詳細版】6-8(117 ページ)>

環境に係る情報を開示している企業において、個々の製品、サービスが環境に配慮している旨を製品自体やパンフレット等に表示しているかについては、表示していない企業が 39.8%を占める。

表示している場合は、「第三者機関の認定を受けたマーク」を表示している企業が 37.5%で最も多い。

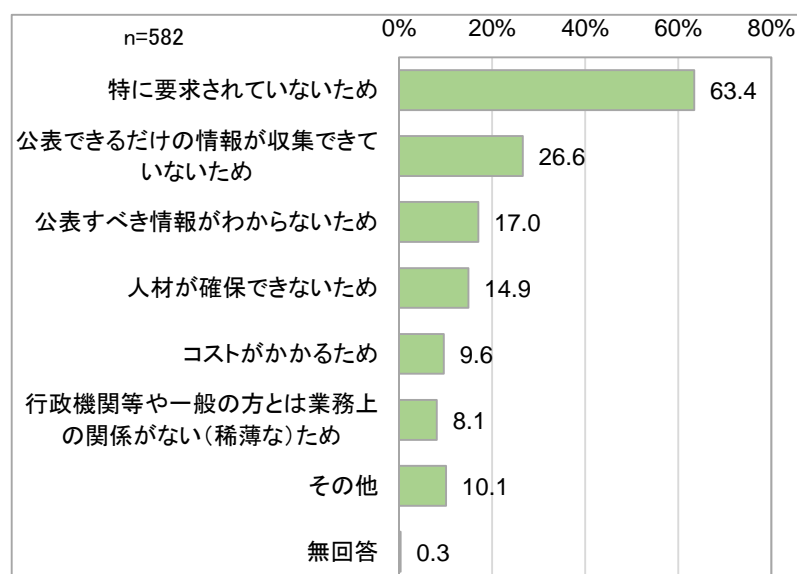
図 28 各製品、サービスでの環境配慮表示の状況



ix. 環境に係る情報を公表しない理由 <【詳細版】6-9(121 ページ)>

環境に係る情報を公表していない企業では、その理由として、「特に要求されていないため」とする企業が 63.4%で最も多い。次いで、「公表できるだけ情報が収集できていないため」(26.6%)となっている。

図 29 環境に係る情報を公表しない理由



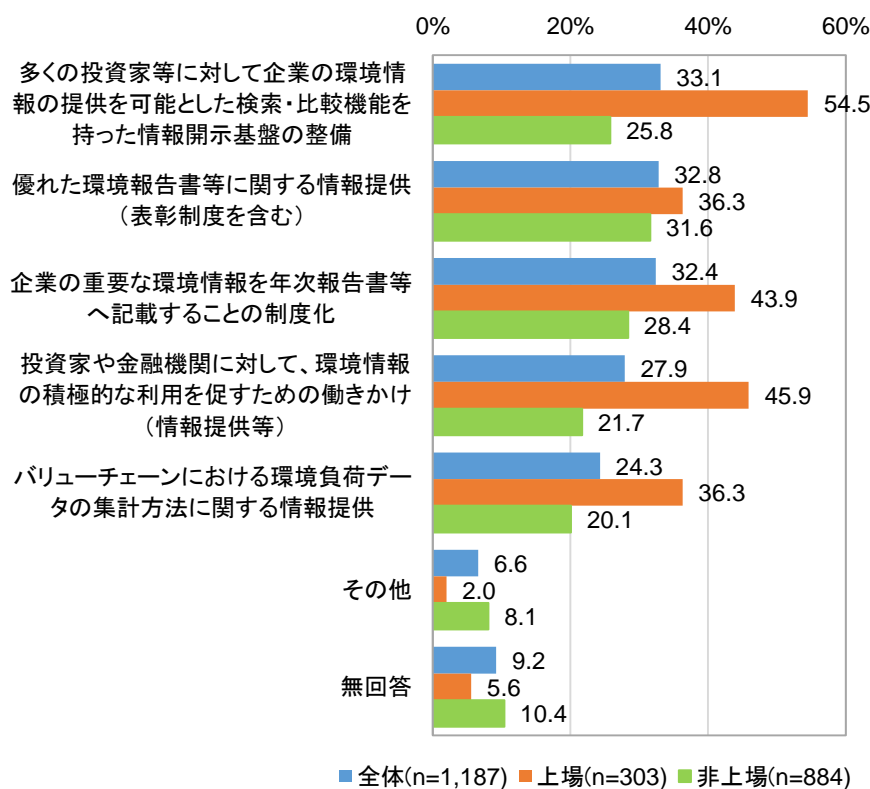
x. 環境情報の利用促進策 <【詳細版】6-10(125 ページ)>

昨今、持続可能な社会と事業の発展のために、事業者の環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を活用した投資が国内外で注目されているところであるが、適切と考える環境情報の利用促進策としては、「多くの投資家等に対して企業の環境情報の提供を可能とした検索・比較機能を持った情報開示基盤の整備」(33.1%)、「優れた環境報告書等に関する情報提供(表彰制度を含む)」(32.8%)、「企業の重要な環境情報を年次報告書等へ記載することの制度化」(32.4%)を挙げる企業がそれぞれ3割強となっている。

上場企業では、「多くの投資家等に対して企業の環境情報の提供を可能とした検索・比較機能を持った情報開示基盤の整備」を挙げる企業が過半数の54.5%となっており、次いで、「投資家や金融機関に対して、環境情報の積極的な利用を促すための働きかけ(情報提供等)」を挙げる企業が45.9%となっている。

非上場企業では、「優れた環境報告書等に関する情報提供(表彰制度を含む)」(31.6%)、「企業の重要な環境情報を年次報告書等へ記載することの制度化」(28.4%)を挙げる企業が3割前後となっている。

図 30 環境情報の利用促進策



6. 環境ビジネスについて

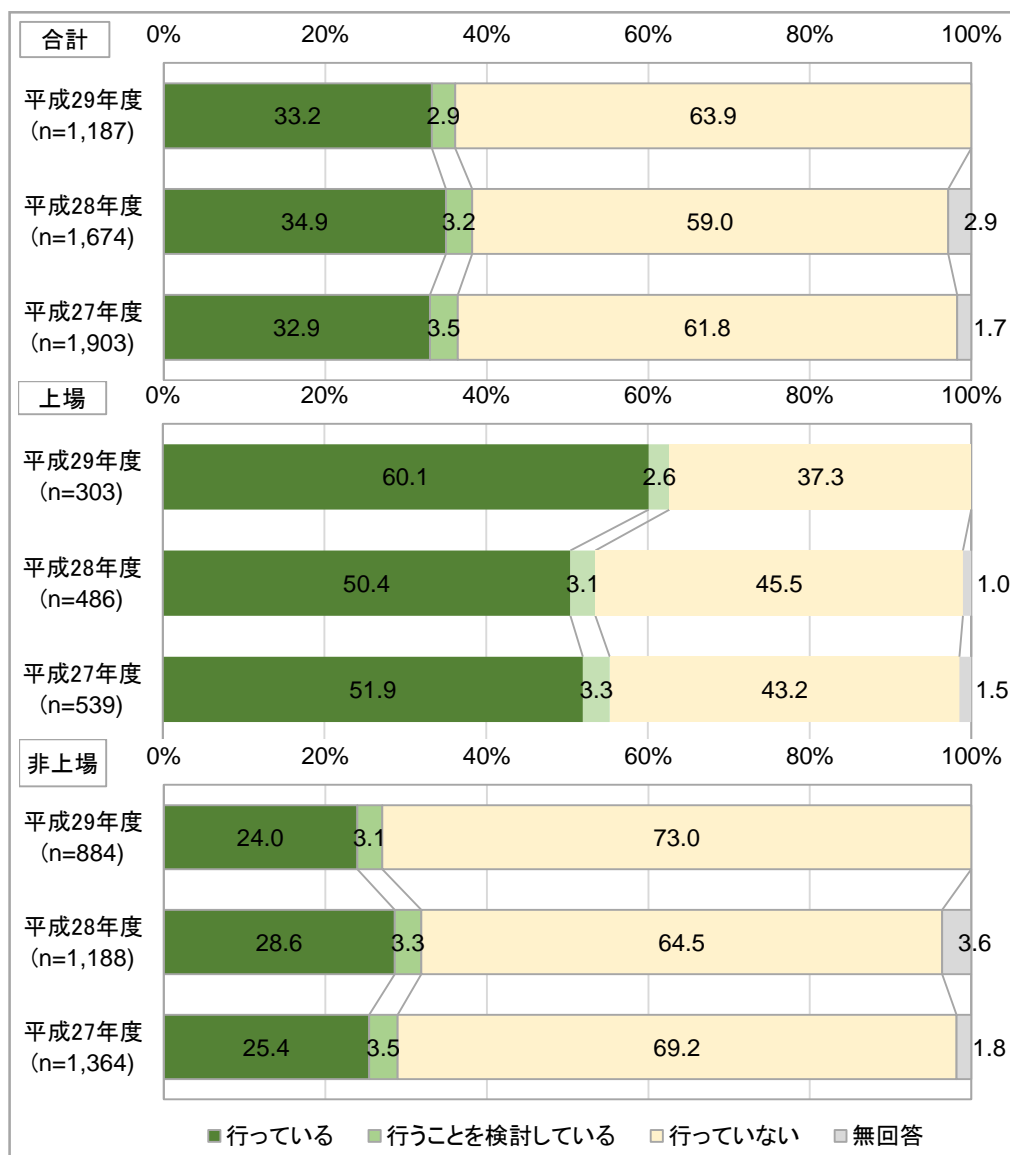
i. 環境ビジネスの実施状況 <【詳細版】7-1(135 ページ)>

環境ビジネスを行っている企業は 33.2%となっている。

上場企業では 60.1%の企業が行っており、前々回調査(51.9%)、前回調査(50.4%)と比べ 10 ポイント程度増加している。

一方、非上場で環境ビジネスを行っている企業は 24.0%にとどまる。

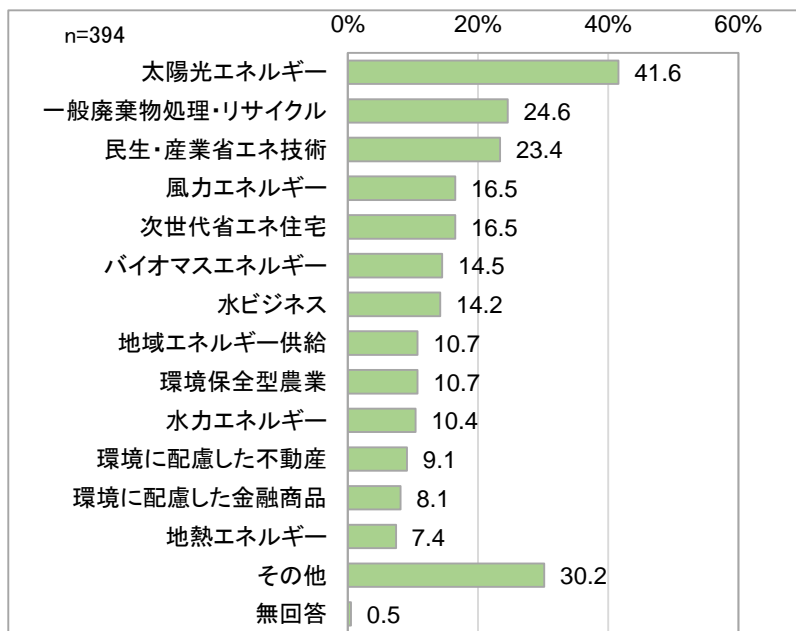
図 31 環境ビジネスの実施状況



ii. 国内市場向けに提供している環境サービス <【詳細版】7-2(139 ページ)>

環境ビジネスを行っている企業が国内市場向けに提供しているサービスとしては、「太陽光エネルギー」が 41.6%で最も多く、次いで、「一般廃棄物処理・リサイクル」(24.6%)、「民生・産業用省エネ技術」(23.4%)となっている。

図 32 国内市場向けに提供している環境サービス

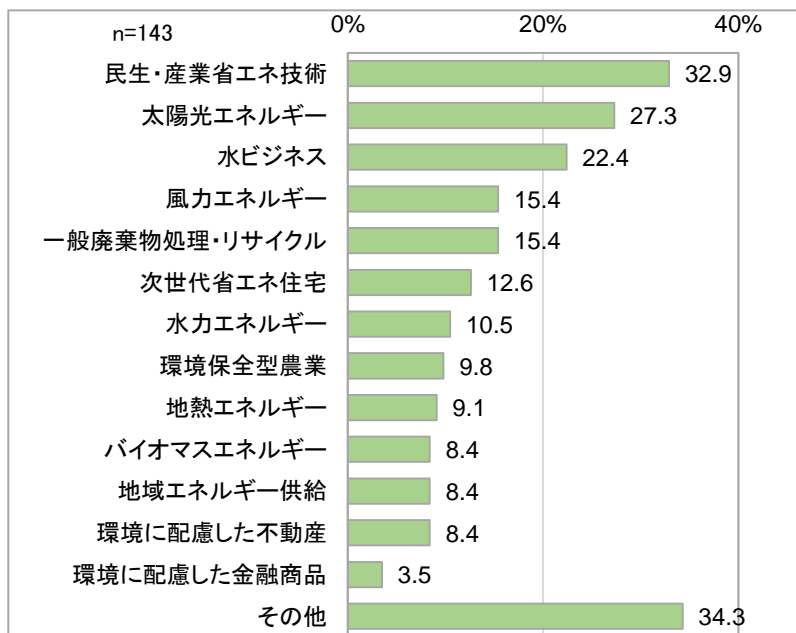


iii. 海外市場向けに提供している環境サービス <【詳細版】7-3(149 ページ)>

環境ビジネスを行っている又は検討している企業の内、海外展開しているところは 33.3%である。

海外市場向けに提供しているサービスとしては、「民生・産業用省エネ技術」が 32.9%で最も多く、次いで、「太陽光エネルギー」(27.3%)、「水ビジネス」(22.4%)となっている。

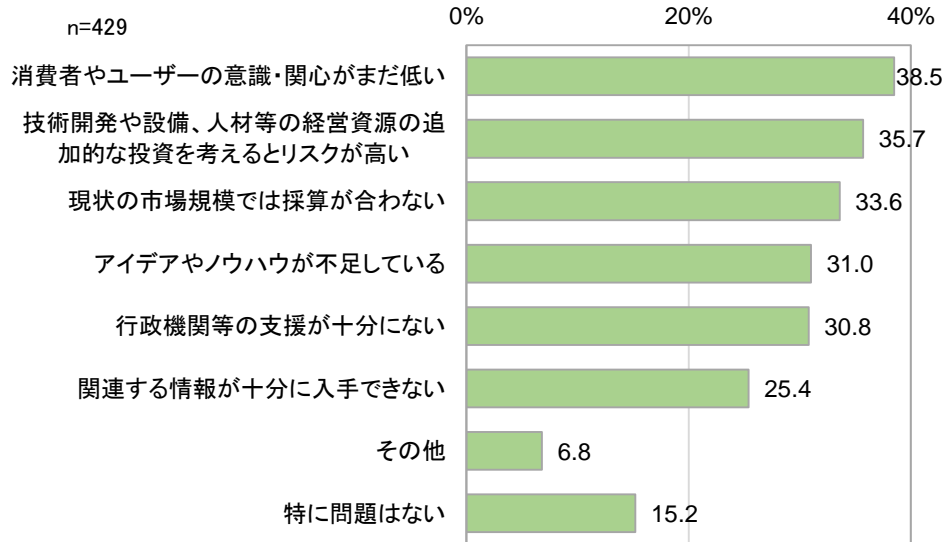
図 33 海外市場向けに提供している環境サービス



iv. 環境ビジネスを促進する上での問題 <【詳細版】7-5(163 ページ)>

環境ビジネスを行っている又は検討している企業では、環境ビジネスを促進する上での問題として「消費者やユーザーの意識・関心がまだ低い」点を挙げる企業が 38.5%で最も多く、次いで、「技術開発や設備、人材等の経営資源の追加的な投資を考えるとリスクが高い」(35.7%)、「現状の市場規模では採算が合わない」(33.6%)となっている。

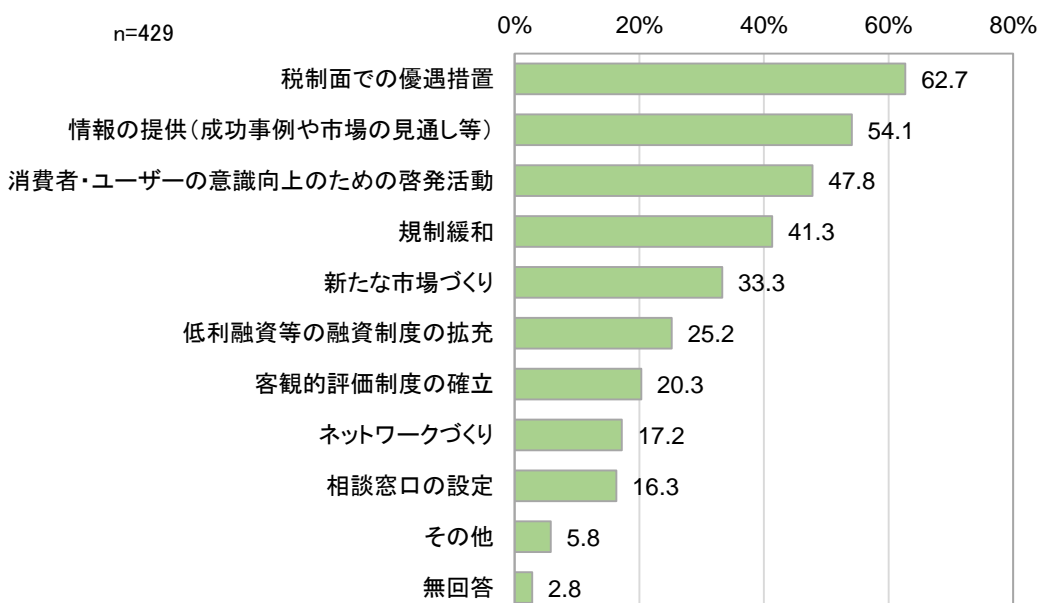
図 34 環境ビジネスを促進する上での問題



v. 行政機関等に望む支援制度 <【詳細版】7-6(167 ページ)>

環境ビジネスを行っている又は検討している企業では、行政機関等に望む支援制度等として、「税制面での優遇措置」を挙げる企業が 62.7%で最も多い。次いで、「情報の提供(成功事例や市場の見通し等)」(54.1%)、「消費者・ユーザーの意識向上のための啓発活動」(47.8%)、「規制緩和」(41.3%)、「新たな市場づくり」(33.3%)と続いている。

図 35 環境ビジネスを促進する上での問題



7. 地球温暖化防止対策について

i. 地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画の作成及び公表

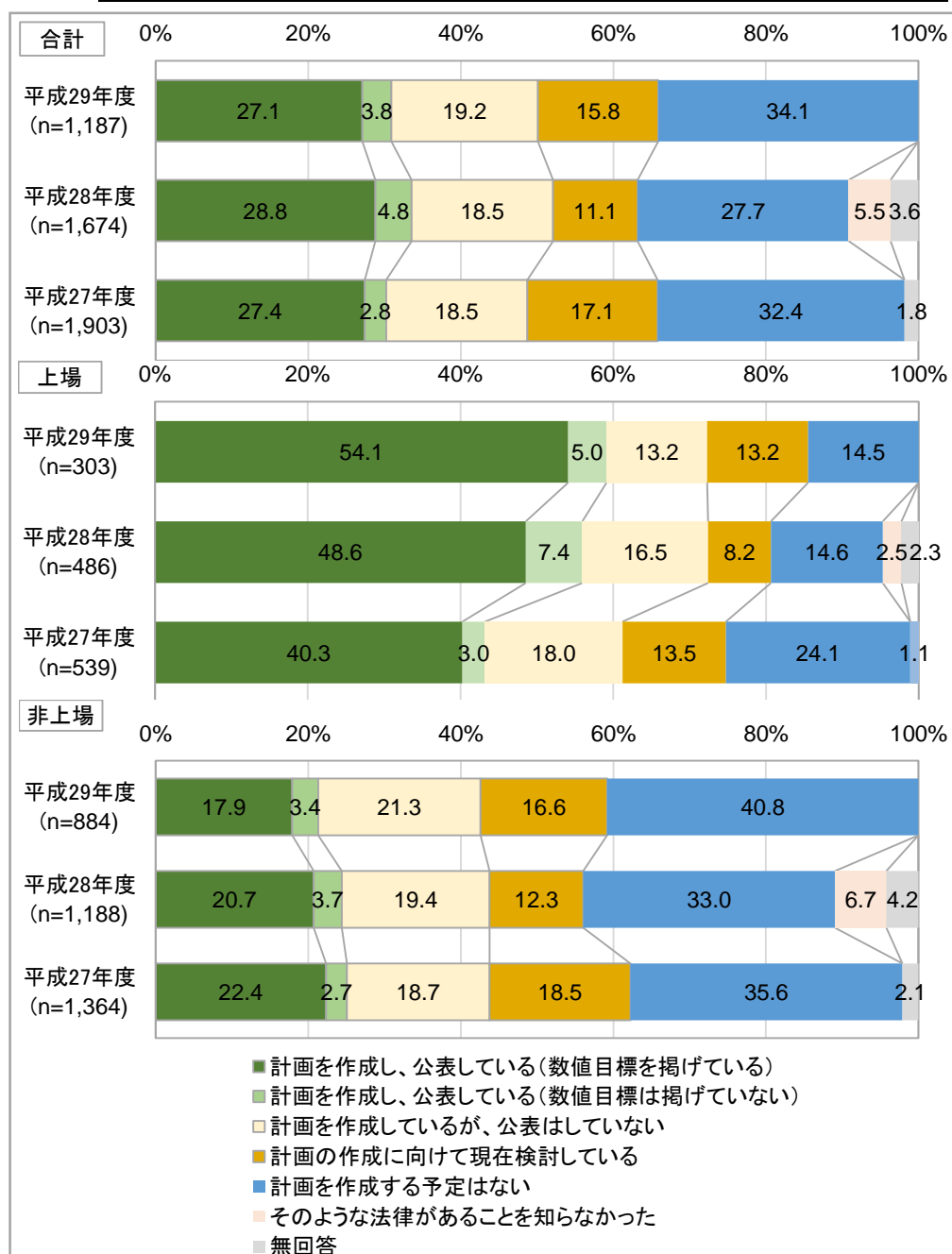
<【詳細版】8-1(171 ページ)>

地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画を作成している企業は半数の 50.1%である。上場企業では7割を超える 72.3%が作成しているが、非上場企業で作成しているのは 42.6%となっている。

また、作成の上、公表まで行っている企業は全体では 30.9%である。上場企業では 59.1%の企業が公表まで行っており、前々回調査(43.2%)、前回調査(56.0%)と増え続けている。

一方、非上場企業で公表まで行っている企業は 21.3%にとどまり、前々回調査(25.1%)、前回調査(24.4%)と漸減傾向にあり、上場企業との乖離が拡大している。

図 36 地球温暖化対策の推進に関する法律 36 条第1項に定める計画の作成及び公表



8. 環境会計について

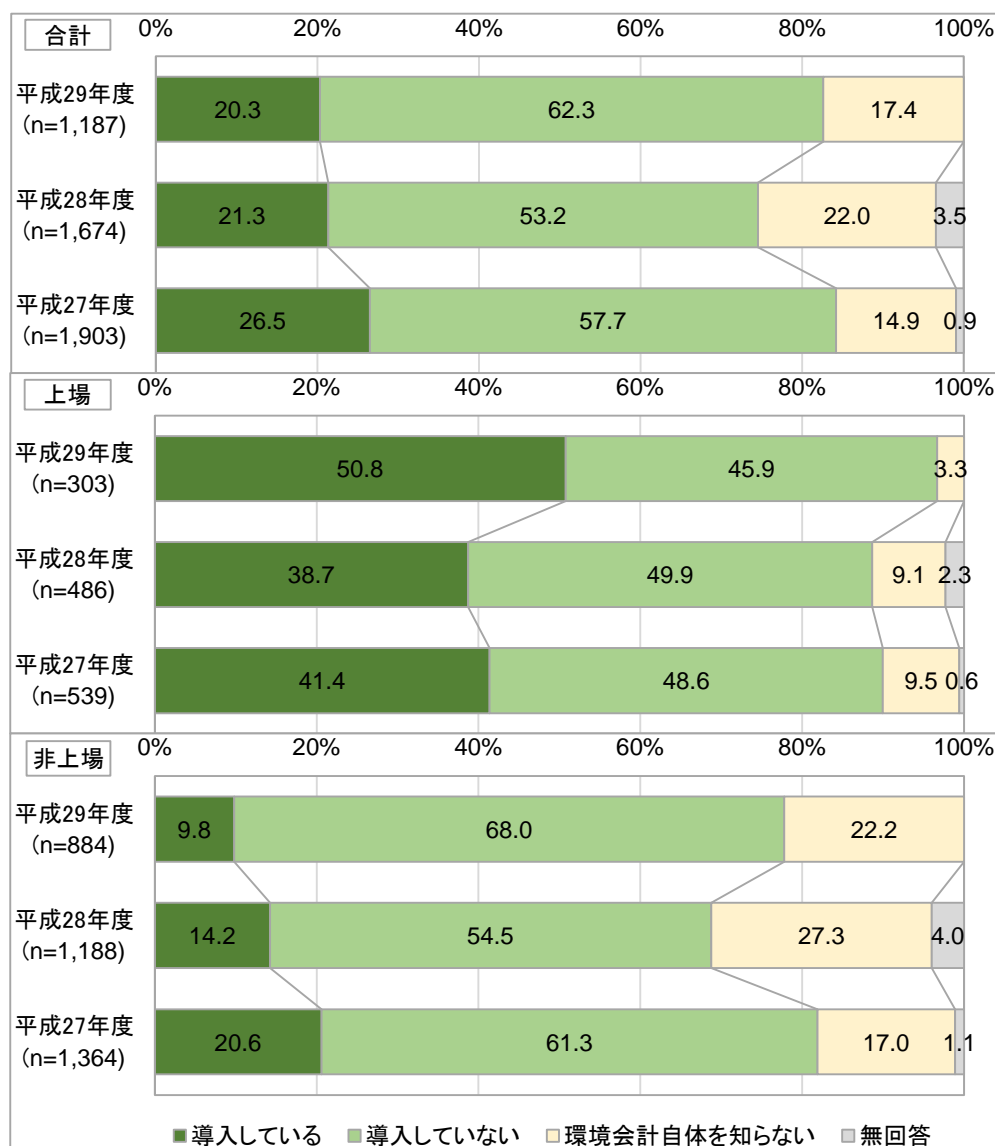
i. 環境会計の導入状況 <【詳細版】9-1(175 ページ)>

環境会計を導入している企業は 20.3%である。

上場企業では 50.8%と半数の企業が導入しているが、非上場企業では 9.8%と1割の企業が導入することとどまる。

また、環境会計自体を知らない企業は、上場企業では 3.3%であり、前々回調査(9.5%)、前回調査(9.1%)と減り続け、ほとんどの企業が知るようになってきているが、非上場企業では依然として 22.2%の企業が「知らない」と答えている。

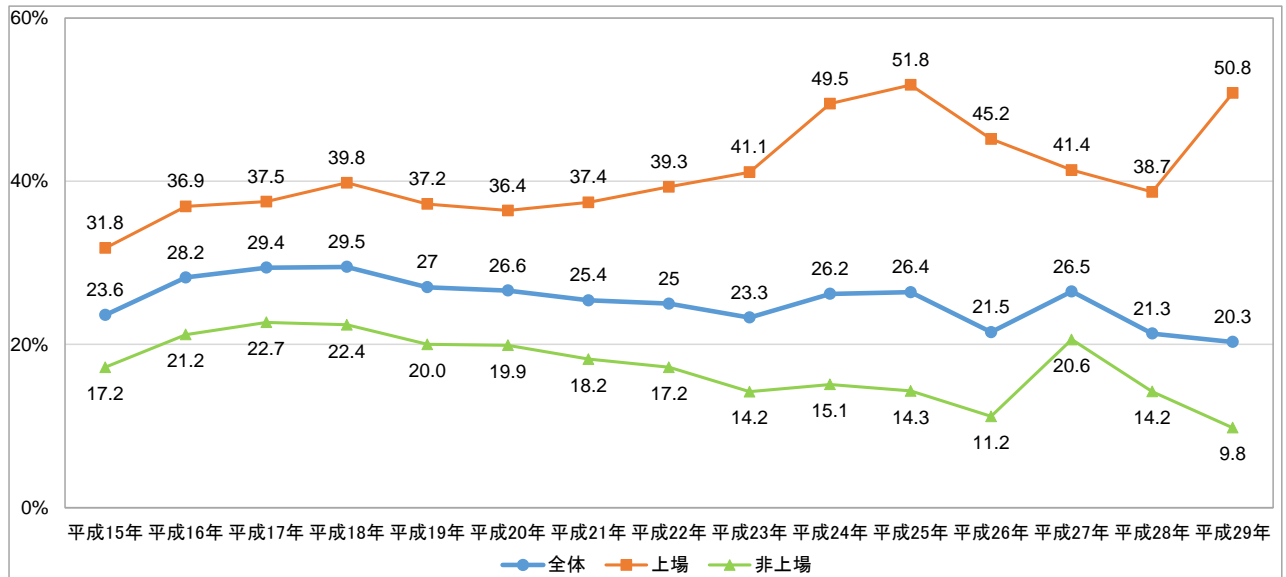
図 37 環境会計の導入状況



環境会計を導入している企業の割合を経年で見ると、上場企業では、平成15年には3割を超える程度であったが、現在は4、5割程度で推移しており、増加傾向にある。

一方、非上場企業では、当初2割程度の企業が導入していたが、平成26年度(11.2%)と今回の調査では1割程度となるなど漸減傾向となっており、上場企業との間の乖離が拡大している。

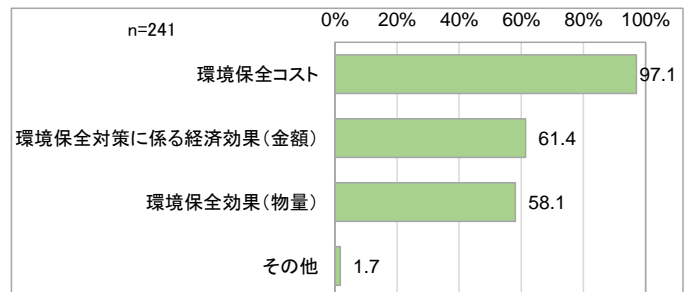
図38 環境会計の導入状況(経年推移)



ii. 環境会計における集計項目 <【詳細版】9-2(179ページ)>

環境会計を導入している企業における集計項目として、「環境保全コスト」については97.1%とほとんどの企業が集計している。「環境保全対策に係る経済効果(金額)」(61.4%)、「環境保全効果(物量)」(58.1%)を集計しているのは6割程度である。

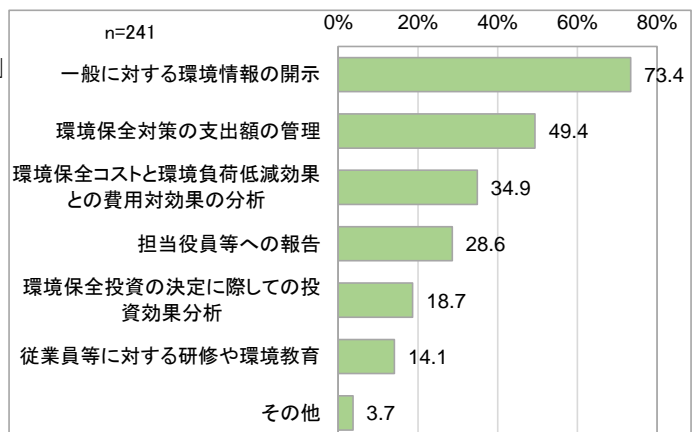
図39 環境会計における集計項目



ii. 環境会計情報の利用状況 <【詳細版】9-3(183ページ)>

環境会計を導入している企業では、「一般に対する環境情報の開示」に利用している企業が73.4%、「環境保全対策の支出額の管理」に利用している企業が49.4%である。

図40 環境会計情報の利用状況



9. 環境配慮レベル <【詳細版】10(187 ページ)>

どのような企業が環境配慮に積極的かを見るため、下記の6問につき、「1」を選択した場合を1点、それ以外を選択した場合を0点として、その合計点を以下のように3つの区分に分類した。

<対象設問>

- ・設問3-1 「ISO14001 規格」等の第三者が認証する環境マネジメントシステムの取得
- ・設問5-1 事業エリア内における環境負荷データの把握
- ・設問5-4 事業エリア外における環境負荷データの把握
- ・設問6-1 環境に関するデータ、取組等の情報の公表
- ・設問7-1 環境ビジネスの実施
- ・設問9-1 環境会計の導入

<区分>

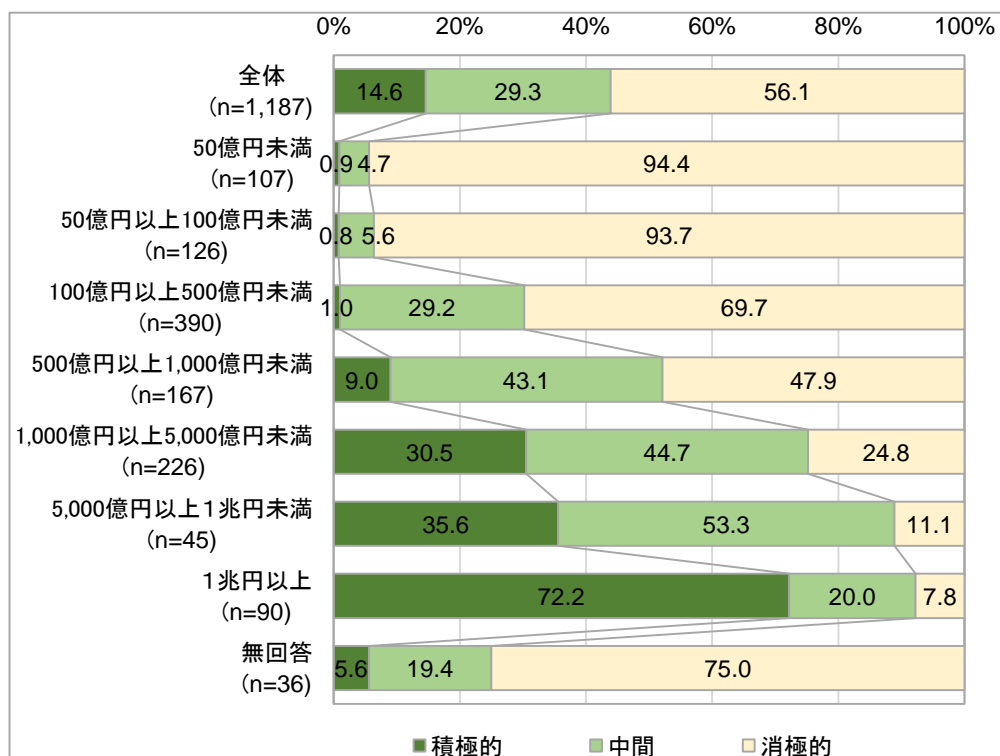
- ・5、6点 : 積極的
- ・3、4点 : 中間
- ・0～2点 : 消極的

全体では、環境配慮に積極的な企業は 14.6%にとどまり、消極的な企業が過半数の 56.1%を占めている。

売上高別に見ると、100 億円未満では、ほとんどの企業が環境配慮に消極的であるが、100 億円以上では、中間の企業が3割を超えるようになり、1000 億円以上では、環境配慮に積極的な企業が3割以上となり、1兆円以上では、積極的な企業が7割強(72.2%)を占める。

環境配慮レベルと売上高とは正の強い相関があることが分かる。

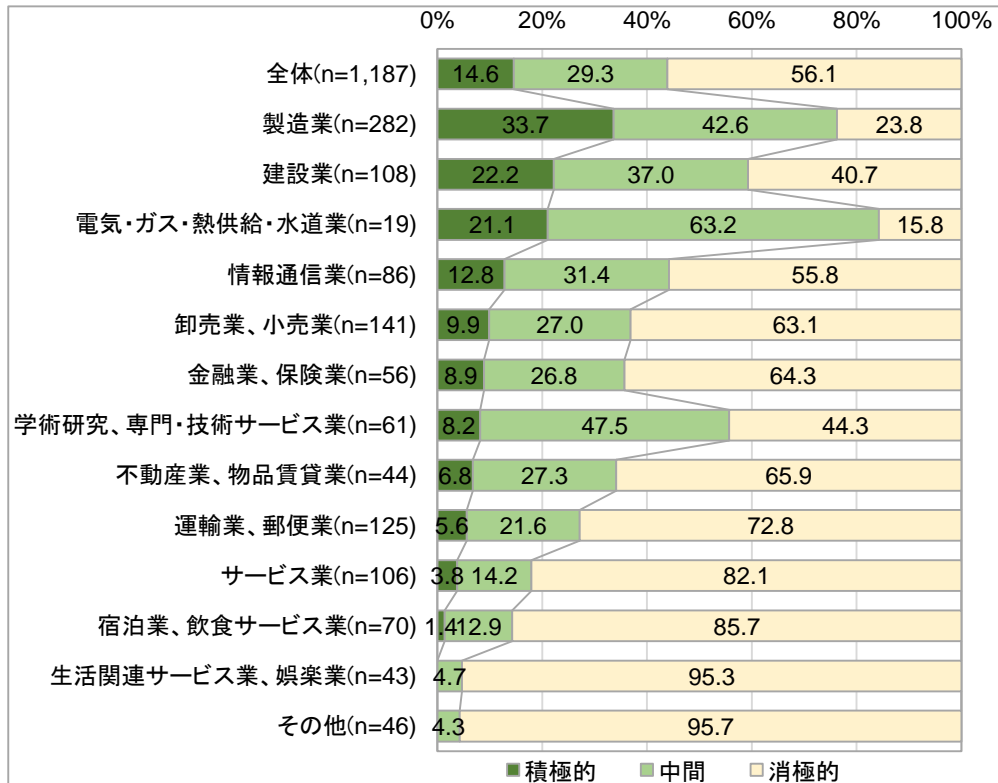
図 41 環境配慮レベル(売上高別)



次に、業種別に見ると、環境配慮に積極的な企業は、「製造業」で33.7%と最も割合が高く、「建設業」(22.2%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(21.1%)で全体平均を上回っている。

環境配慮に消極的な企業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」では15.8%のみであり最も割合が低く、「製造業」(23.8%)、「建設業」(40.7%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(44.3%)で全体平均を下回っている。

図 41 環境配慮レベル(業種別)



リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。